

岐阜市教育委員会と岐阜聖徳学園大学及び岐阜聖徳学園大学短期大学部との
デジタル・シティズンシップ教育推進に係る連携協定

岐阜市教育委員会（以下「甲」という。）と学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学（以下「乙」という。）及び学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学短期大学部（以下「丙」という。）は、次の通り、デジタル・シティズンシップ教育推進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、デジタル・シティズンシップ教育推進に係る多様な連携と協力関係を築き、学校が抱える ICT 活用の課題に適切に対応し、協働による事業を推進することにより、SDG s時代の様々な課題に前向きに、創造的に取り組み、たくましく生きる善き市民としての児童生徒の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）岐阜市の学校教育におけるデジタル・シティズンシップ教育推進の全体構想に関すること。
- （2）教職員の情報活用能力の育成に関すること。
- （3）児童生徒の情報活用能力の育成に関すること。
- （4）教職を目指す学生等の情報活用能力の育成に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（協議事項）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件をもって1カ年更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和3年 7月29日

甲 岐阜市教育委員会
代表者 教育長

水川和彦

乙 学校法人聖徳学園
岐阜聖徳学園大学
代表者 学長

観山正見

丙 学校法人聖徳学園
岐阜聖徳学園大学短期大学部
代表者 学長

観山正見